

【問1】 次の文が正しければ○，誤りなら×で答えよ。

- 1 【×】 人間が作り出した知的創造物は、すべて何かの法律で保護される。新し匂いを創作しても今現在は保護されない
- 2 【×】 産業財産権の中で、更新の可能な商標権を除くと、保護期間が最も長い権利は、特許権である。特許権は出願から、意匠権は登録から
- 3 【○】 著作権は出願や登録をしなくても完成した時点で権利が自動的に発生する。
- 4 【○】 実用新案権を取ることができる考案であれば、特許権を取ることも可能であるが、両方を取ることはできない。クロスサーチがなされるの一方のみ
- 5 【○】 図形商標を商標登録できて権利が取れた場合には、その図形は著作権でも保護されることがある。思想又は感情を表現したものであれば著作権の対象である
- 6 【○】 美術的作品であっても、量産されるものであるときは、意匠法によってのみ保護され、例外的に、著作権法による保護を受けることができる場合がある。
- 7 【○】 今までにない機能的なデザインの椅子を創作した場合、特許出願と同時に意匠出願をすれば、両方の権利が取れることがある。特許と意匠の間ではクロスサーチはない 問4参照
- 8 【×】 特許よりも実用新案の方が出願書類を作るのは簡単である。権利としてはどちらも強力な独占権であり、出願書類作成はどちらも簡単とは言えない
- 9 【×】 特許権の存続期間は、他の産業財産権に比べ一番権利期間が長い。問2参照
- 10 【○】 不正競争防止法を管轄する官庁は、経済産業省である。
- 11 【×】 著作権は、個人で取ることはできない。
- 12 【×】 食品偽装があった場合、個人に損害が発生していれば偽装した会社を不正競争防止法違反で訴え、損害賠償を請求できる。訴えることができるのは事業者のみで個人としては訴えることも訴えられることもできない
- 13 【×】 著作権も特許権と同様、我が国の産業の発展に寄与することを目的に制度が設けられた。著作権は文化の発展を目的とする
- 14 【○】 立体商標の権利が成立する場合には、その立体の物は意匠権でも権利を取得できる場合がある。
- 15 【○】 植物の新品種を発明した場合、特許庁へ特許出願をすることができる。植物新品種は育成者権だけでなく特許の対象でもある。
- 16 【×】 イチゴの従来品種の掛合わせにより新種のイチゴを栽培できるようになって、種苗法による育成者権を取得するためには、特許庁の審査を経なければならない。特許庁でなく農林水産省である。

コメント：記憶することも重要ですが、なぜその答えになるのかを理解することは、さらに重要です